

防犯設備士の歩み

創立40周年にあたって

防犯設備士委員会 委員長 **平野 富義**
(星光メンテナンス株式会社 事業部長)



日本防犯設備協会のルーツは、東京で活動していた「防犯警報工業会」と関西を中心に活動していた「近畿防犯設備業協会」が母体となり、大手電機メーカー6社、防犯設備業者、警備業者等が一体となり、警察庁様ご指導のもと昭和61年4月「社団法人日本防犯設備協会」が誕生した。

防犯設備士制度は、施工基準委員会委員が中心として組織された「防犯設備士委員会」で推進していくこととなった。

先ず「防犯設備士テキスト」の作成から始まった。「防犯設備士テキスト」は委員会で作成し警察庁様にご監修いただき、同じく委員会で作成した「防犯設備士制度規程」とともに平成2年には完成していた。

平成3年12月17日付の官報で国家公安委員会告示第6号「防犯設備の設置及び管理に関する審査・証明事業認定規程」が告示されたのを受け日防設が申請し平成3年12月26日付けで認定され、翌平成4年2月に「国家公安委員会認定事業」防犯設備士試験が始まった。試験は2日コースで1日半「養成講習」2日目の午後「資格認定試験」を行った。

第1回東京開催は2月22日～23日、大阪は27日～28日に実施。1週間間が空くことで同じ試験問題が使えないことから第2回目からは東京、大阪同時開催とした。

回を重ねる毎に受験者も増え、年4回3カ所から4カ所同時開催しなければならない状況になってきた。北は札幌、南は福岡、熊本等17都道府県で実施してきた。そうなると養成講習講師の増員を余儀なくされるようになった。講習科目が5科目あるので講師も1会場4、5人を必要とするようにな

り、講師は16人から20人体制となっていった。

試験問題の作成は、設計編の戸建て住宅平面図等は当初市販の図面を切り貼りして作成してきたが、後に作図ソフトVisioを使うようになり任意の図面が書けるようになった。

養成講習は講師二人一組がOHPで行っていたが、パソコンとプロジェクターを使用するようになり講師一人で出来るようになり効率化が図れるようになった。

平成14年には全国の刑法犯認知件数が年間285万人を上回るようになり官民合同会議が開かれ平成16年に防犯性能の高い建物部品いわゆる「CP」製品が開発され、その関係企業の社員達が大量受験するようになり会場に入りきれない状況となり受験できない、いわゆる積み残しが出て受験するのに2回待ち、3回待ちが出るようになった。受験者が年間2,000人を超えた。

平成17年には防犯設備士の登録者数が1万人、平成22年には2万人に達した。防犯設備士の地域協会は平成8年に山口県と奈良県に設立され県警に協力して地域の安全確保に協力している。その後も続々地域協会が誕生し平成18年11月東京にて第1回都道府県防犯設備士(業)協会全国大会が実施された。この催しには警察庁からと地元警察本部より生活安全部長らを来賓として招き、日防設からは防犯設備事業の現状を報告、各地域協会からは活動の状況を発表、その他意見交換会等を行っている。その他、地域協会の会員同士の交流の場にもなっている。

平成30年3月には防犯設備事業25周年を迎え防犯設備士養成講習・資格認定試験100回記念式典を行った。

令和2年より防犯設備士資格更新者を防犯設備士(優良)と呼称するようになり、また受験者からの要望もあり過去の問題集「精選試験問題集」の発行を始めた。

令和3年4月防犯設備士の資格取得者が30,000名を超えた。

同じく令和3年4月から防犯設備士養成講習・資格認定試験をIT化し、養成講習は日防設が配信している講習動画をインターネット回線等で2ヶ月の間に自習する。

資格認定試験は、全国300カ所のテストセンターで期間中任意の日時にパソコンで受験することになった。この年、防犯設備士養成講習・資格認定試験に学割制度が導入された。

防犯設備士の更新はこれまで自宅学習法式のみだったが地域協会と連携し各地域で更新講習を実施する案が提案された。先ず関西ブロックで試行実施することとなった。折しもコロナが猛威を奮っている最中、一同が会場に集合する方式に懸念の声もあったが、地域協会の熱意ある発想で会場に足を運ばば①興味あるセミナーを無料で聞ける、②最新の機器を集めた展示会を無料で見学できる、③仲間と交流が出来る、工事繁忙期のお互いの助け合いが可能となる、④会員相互間で新しいビジネスが展開できる、等々のメリットを生み出したことで成功裡に終えることが出来た。

翌年令和4年9月～2月防犯設備士更新講習を関西/中部/九州ブロックに拡大し試行実施し、令和5年9月～2月防犯設備士更新講習を関東/関西/中部/九州ブロックに拡大し試行実施するようになった。その後は試行ではなく本格的に集合方式を続けている。

平成25年に防犯設備士資格を取得した人には更新講習が義務つけられたがそれ以前に取得した人には更新の義務がないのは不公平であり、また変わり行く手口、犯罪を防ぐ機器(特に防犯カメラ)の発展がめまぐるしい。その様なことから平成24年以前に防犯設備士の資格を取得した人達にも更新の義務を課すべきとの考えで令和8年4月1日より平成24年度以前に資格を取得した、これまで資格更新義務がなかった人にも資格更新義務が発生し、施行開始から3年間の猶予期間の

うちに資格更新しなければ資格が失効することになった。資格更新期間は前年の令和7年4月1日にこれまでの3年から5年になっている。

令和7年8月、住宅建築関連技能者のカテゴリーの中に「防犯装置工」が設けられるとともに、住宅建築関連技能者の能力評価基準中に、防犯設備士についてはレベル2、総合防犯設備士についてはレベル3として位置付けられた。このことは新たにさらなる社会的、経済的価値が付加されることとなった。とても喜ばしい出来事である。

結びに現在世の中を震撼させている出来事はトクリュウではないだろうか？何か防犯設備士が出来る対策はないかと考える。いずれにしても強引に住居内に入り込み手荒い犯行を犯すことを考えると、簡単に住戸内に入り込めない対策をとるべきと考える。簡単にドアを開けないことである。

どうしてもドアを開ける必要がある場合は、必ずドアチェーン、ドアガードを有効にした状態で開けること。その際、危害を加えられそうな状況であればすぐに110番する。5分間危害を加えられない状況をつくれば大抵パトカーが駆けつけてくれるはず。それと家の中の一つの部屋の中から施錠しドアを破って危害を加えられる迄に時間を稼ぐシェルターの部屋をつくることも一案である。室内に入られてしまうと危害を加えられる。室内に入られないためには、開口部から侵入されない物理的対策を講じること。それと、庭先にAI機能付き防犯カメラを設置し庭に不審者が入ってきた時、カメラ自身が侵入者を検知しカメラに内蔵した威嚇ランプを点滅させ、併せてカメラ内蔵音声で追い払うこともできる。いずれにしても防犯設備士はその場に適した効果ある対策を考え提供していきたいものである。

○防犯設備士制度の変遷

1986(昭和61年)年 3月	防犯警報工業会、近畿防犯設業備協会及び関連企業有志により「設立発起人会」開催
1986(昭和61年)年 4月	社団法人日本防犯設備協会設立総会開催
1991(平成 3年)年12月	国家公安委員会より「防犯設備士制度に関する審査・証明事業」の認定をうける
1992(平成 4年)年 2月	第1回防犯設備士養成講習・資格認定試験を実施
2000(平成12年)年 2月	防犯設備士の資格取得者5,000名を超える
2004(平成16年)年 6月	防犯設備士養成講習に新規知識「錠前、防犯ガラス等の基礎知識」を導入
2005(平成17年)年10月	防犯設備士の資格取得者10,000名を超える
2010(平成22年)年 3月	防犯設備士の資格取得者20,000名を超える
2013(平成25年)年 6月	防犯設備士資格更新制度を導入
2018(平成30年)年 3月	防犯設備事業25周年、防犯設備士養成講習・資格認定試験100回記念式典を実施
2020(令和 2年)年 4月	防犯設備士資格更新者を防犯設備士(優良)の呼称開始
2020(令和 2年)年 4月	防犯設備士資格認定試験受験者向けに精選試験問題集を発行
2021(令和 3年)年 2月	防犯設備士の資格取得者30,000名を超える
2021(令和 3年)年 4月	防犯設備士養成講習・資格認定試験のIT化(オンライン講習・CBT試験)開始 防犯設備士養成講習・資格認定試験の学割制度導入
2021(令和 3年)年 7月～9月	防犯設備士更新講習を関西ブロックで試行実施
2022(令和 4年)年 7月～2月	防犯設備士更新講習を関西/中部/九州ブロックに拡大し試行実施
2023(令和 5年)年 7月～2月	防犯設備士更新講習を関東/関西/中部/九州ブロックに拡大し試行実施
2025(令和 7年)年 4月	防犯設備士、総合防犯設備士の資格更新期間を3年から5年に変更
2026(令和 8年)年 4月	防犯設備士資格が停止されてから1年を超えて資格更新しない場合には資格失効 平成24年度以前に資格を取得した、これまで資格更新義務がなかった人にも資格更新義務が発生し施行開始から3年間の猶予期間の内に資格更新しなければ資格が失効する